記者資料提供 PressRelease

令和３年６月２２日

▼タイトル　病院事業企業職員の懲戒処分について

下記のとおり病院事業企業職員の懲戒処分を行いましたので資料提供します。

記

１　当　事　者　　高島市民病院　医師　５０歳代　男性

２　処分年月日　　令和３年６月２２日

３　処分の内容　　懲戒処分　減給１０分の１　６月
（地方公務員法第２９条第１項各号）

４　事案の概要
営利企業において報酬を得て事業に従事した。

５　処分の理由
地方公務員法第３８条「営利企業等の従事制限」、第３３条「信用失墜行為の禁止」および第３５条「職務に専念する義務」に違反するものである。

６　上司の処分
上司１名について、指揮監督に適正を欠いていたとして「口頭訓告」を行いました。

７　再発防止に向けての取り組み
今後につきましては、兼業の禁止を遵守するよう改めて指導するとともに、管理職のマネジメント力向上に努め、コンプライアンスの徹底を図ります。
また、兼業に関し、マニュアルを見直し、①許可できないもの、②許可を要するもの、③許可を要しないもの等を整理し、その判断基準を改めて明示し、再発防止に努めます。

▼問い合わせ先
〇所　　属：　高島市民病院　事務部病院総務課
〇電 話 番 号：　０７４０（３６）８１１４